

委員会の公開方法の確認・決定

流域委員会規約(案)第7条に基づき、本準備会議では委員会の情報公開の案について審議します。

北川流域委員会情報公開(案)

(1) 一般傍聴者

審議内容

一般傍聴者の受付について

- A) 委員会当日に、会場にて先着順に受け付ける。
- B) 事前に申し込みを基本とし、会場の収容人数に余裕がある場合は、当日会場にて受け付ける。

(2) 会議開催の案内

会議開催の案内は、 等により行う。

審議内容

会議の開催案内の方法について

- A) 記者発表・ホームページ
- B) 記者発表・ホームページ・新聞折り込み広告
- C) 記者発表・ホームページ・流域市町へのポスター掲示依頼・チラシの流域住民への配布
- D) 有料広告については行わず、記者発表・ホームページ・流域市町の広報誌への掲載

(3) 会議資料の公開

- 1) 会議資料については、原則的に公表する。
- 2) 会議資料の公表は、ホームページ及び委員会資料の設置場所において閲覧できるものとする。
- 3) 会議資料において、公表できない資料(例えば、貴重種の生息場所が特定できる資料)などは公表しない。

会議資料の設置場所

近畿地方整備局	福井河川国道事務所 調査第一課
	福井河川国道事務所 北川出張所
	河川部河川計画課
小浜市役所	道路河川課
若狭町役場	建設水道課・住民サービス室

(4) 議事録の公開

- 1) 議事録は、議事骨子及び議事詳録を公表する。
- 2) 議事録の公表に当たっては、プライバシー保護に配慮するとともに、委員会の責任において行う。
- 3) 議事録の公表手段は、。

審議内容

公表する議事録と公表手段について

	A	B
議事骨子	ホームページ ニュースレター	ホームページ ニュースレター
議事詳録	閲覧	ホームページ

5

(5) 記者会見

審議内容

記者会見の実施について

- A) 委員会終了後の記者会見は行わない(ただし、委員長が必要と認めるときはこれを行う。)。記者会見を行う場合は、一般傍聴者も参加できる。
- B) 委員会終了後には記者会見を行う。一般傍聴者も傍聴できるものとする。
- C) 記載しない

6

(6) その他

1)

審議内容

一般傍聴者の審議中の発言について

- A) 一般傍聴者の審議中の発言は、これを認めない。なお、審議終了後の発言の機会の取り扱いについては、委員長の判断に委ねる。
- B) 委員長は、必要に応じて一般傍聴者にも発言の機会を与える。
- C) 委員長は、一般傍聴者に対して発言の機会を設ける。
- D) 審議の過程で委員以外の者から意見を聴取する必要が生じた場合は、委員長の判断により、聴く場合がある。審議の終了後に、次回の審議の参考にするため傍聴者の意見を聴取する。

2) 委員会に、一般から寄せられた意見や資料の取り扱いは、

。

審議内容

一般からの意見や資料の取り扱いについて

- A) 委員長が判断する
- B) 委員会で審議する
- C) 記載しない